

記入上の注意

建築基準法第15条第1項の規定による
建築物除却届
(第一面)

- 当該工事に係る部分の床面積の合計が10㎡以内の建築物は届出は不要です。
- 各項目の枠内に収まるように記入してください。

____年 ____月 ____日

知事 様

除却工事施工者

氏名		
営業所名		
郵便番号	-	
所在地		
電話番号	-	-
担当者の氏名		
担当者の電話番号	-	-

※受付経由機関記載欄

(第二面)

【1. 物件名】	
<p>〇〇様邸専用住宅、〇〇アパート等、除却する建築物が分かる名称を記載してください。 複数等ある場合は、主たる建築物の名称を記載。</p>	
【2. 除却予定期日】	年 月 日
【3. 除却場所】	
【4. 主要用途】	<input type="text"/> (注意欄に記載の記号を記入してください)
<p>(注意)欄を参照し、主要用途に合う2桁の記号を記入してください。 居住専用建築物は01または02、居住産業併用建築物は10～24、産業専用建築物は30～44 ※居住産業併用建築物について、除却対象に住居部分が含まれない場合は、産業専用建築物としての用途に合う記号を記入してください。 (例: 農業用倉庫併用住宅で農業用倉庫部分のみ除却する場合は、30と記入)</p>	
【5. 除却原因】	<input type="checkbox"/> (1)老朽して危険があるため <input type="checkbox"/> (2)その他
【6. 構造】	<input type="checkbox"/> (1)木造 <input type="checkbox"/> (2)その他 <p>(1)に該当しない場合は、(2)を選択してください。</p>
【7. 建築物の数】	棟
【8. 住宅の戸数】	戸
【9. 建築物の床面積の合計】	m ²
<p>床面積は四捨五入して整数で記入してください。 床面積が10m²以内の場合は届出不要です。10m²を超え10.5m²未満の場合は、四捨五入して「10m²」と記入し、報告してください。</p>	
【10. 建築物の評価額】	万円
<p>必ず記入してください。(単位未満は四捨五入) 【建築物の評価額】としては固定資産税評価額等を参照し、記入してください。</p>	

(注意)

1. 第一面関係

① 担当者の氏名欄及び担当者の電話番号欄には、受付経由機関等が工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。

② ※印のある欄は記入しないでください。

2. 第二面関係

① 各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。

② 4 欄は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。

主要用途の区分		記号
居住専用 住宅	住宅、住宅附属建築物（物置、車庫等）	01
居住専用 準住宅	寮、合宿所、寄宿舍、準住宅附属建築物（物置、車庫等）	02

③ 4 欄は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。

主要用途の区分		記号	
		居住 産業 併用	産業 専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・水道業		13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39

教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業（社会教育、学習塾及び教養・技能教授業ほか）	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。）、郵便局、学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サービス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44

- ④ 5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 ⑤ 9欄及び10欄は、小数点以下の数値は四捨五入してください。